

特命随意契約理由書

553

件 名	住宅管理システムデータ抽出作業業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	総合住民サービスシステムへ移行を進めるため、住宅管理システムから準備のためのデータを抽出し、テストデータとして新システム導入業者へ引き渡す。
選定理由	<p>1 更新年度 平成 26 年度</p> <p>住宅管理システムは、下記業者が千代田区仕様に構築したもので、システムを形成しているソフトウェアも、下記業者が開発し、知的所有権を有しているパッケージソフトである。そのため、新システムへの移行にあたり、住宅管理システムのソフトウェアのデータ抽出作業を遂行できるのは下記業者に限定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 オプティマ</p> <p>住 所 東京都品川区大崎 3-5-2</p>
※契約年月日	令和 3 年 5 月 7 日
※契約金額	1,386,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和3年9月30日
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

534

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（6月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和3年5月15日
※契約金額	1,511,850 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和3年6月1日から令和3年6月30日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	リモートワークシステムの拡張業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区リモートワークシステムで利用しているノートパソコンが、新型コロナウイルス対策事業拡大により不足していることから、追加で 10 台分のシステム拡張業務を実施する。
選 定 理 由	<p>下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、令和2年度はリモートワークシステムを構築し、その後の運用保守業務も行っている。</p> <p>本システムの構築及び運用保守業務は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 所在地：港区港南 1-9-1
※ 契約年月日	令和 3 年 5 月 17 日
※ 契約金額	2,178,220 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和 3 年 9 月 30 日
担 当 課	政策経営部 IT 推進課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

566

特命随意契約理由書

件 名	千代田区文化財保存活用地域計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区内にある様々な歴史・文化資源および周辺環境を含めて把握を行い、長期的な視野に立ち計画的に文化財の保存活用を図るために必要な「千代田区文化財保存活用地域計画（以下、「区地域計画」という。）」の作成を支援する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） ※令和3年3月1日2千地文振発第442号 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 繼続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ランドブレイン株式会社 住 所 千代田区平河町一丁目2番10号
※ 契約年月日	令和 3 年 5 月 18 日
※ 契約金額	円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第16.7条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

551

特命随意契約理由書

件 名	電動シャッター（大）の部品交換修繕（飯田橋車庫）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	飯田橋車庫の5つある既存電動シャッターの内、車の出入庫に使用している最大のものについて経年劣化による不具合が生じている。このため、個別特注生産的な電動開閉機と制御盤の部品交換を行い、正常な機能維持を図る。
選 定 理 由	飯田橋車庫の既存の電動シャッターについては、その開閉頻度が大きく、設備の維持管理と密接不可分の関係にあり安全面・警備面からも信頼性の高い業者に委託する必要がある。 そのため、当該シャッター設備の当初施工を行い各装置の構造・操作について熟知しており、その後の保守管理での異常時の対応においても迅速な処置が取れることなどを勘案し、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東洋シャッター株式会社 東京メンテサービスセンター 住 所 中央区日本橋馬喰町1-14-5 日本橋Kビル6階
※ 契約年月日	令和 5 年 5 月 18 日
※ 契約金額	1,298,880 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和3年10月30日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ✓

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

604

件 名	介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修業務（特定個人情報データ標準レイアウト改版）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	特定個人情報データ標準レイアウト改版に伴い、介護保険システムの改修を行う。
選定理由	<p>介護保険システムは、総合住民サービスシステム内のサブシステムとして稼働しているものである。</p> <p>本件は、特定個人情報データ標準レイアウト改版に伴い、マイナンバー制度における情報連携に対応するための介護保険システム改修を行うものであり、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、当該システムの構築・稼動業者である下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	<p>法人名： 株式会社 電算</p> <p>所在地： 長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6</p>
※ 契約年月日	令和3年5月19日
※ 契約金額	528,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和3年6月30日
担 当 課	保健福祉部 高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

547

件 名	入浴用粉末(さくらバス)の購入
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 (物品)・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	地域資源を活用したおもてなし事業で使用するため、千鳥ヶ淵のさくらのエキス入りの入浴用粉末を購入する。
選 定 理 由	婚姻届受理証明書を請求された方に、おもてなしの一環として、地域資源を活用したもの贈呈する事業を平成 30 年度より開始した。 地域資源を活用したものとして、区の花であるさくらを活用した製品がふさわしく、千代田区千鳥ヶ淵のさくらのエキス入りの入浴用粉末を採用している。当該製品は、下記事業者が発売元である。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方として選定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人千代田区観光協会 住 所 東京都千代田区九段南 1-6-17
※ 契約年月日	令和 3 年 5 月 20 日
※ 契約金額	616,320 円 (消費税を含む)
納 入 期 限	令和 4 年 3 月 15 日
担 当 課	地域振興部商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

576

件 名	国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画・整備計画策定等支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>国指定史跡常盤橋門跡は、平成23年の東日本大震災で被害を受け、令和2年度まで区が枠形門石垣と石造アーチ橋の修復工事を実施してきたが、今後、文化財的価値を将来に継承するためには、適切な保存と活用を行うための基本計画策定が必要不可欠である。また、当該史跡周辺においては、近年大規模な再開発事業が展開しており、都市空間の中での史跡を顕在化し、活用促進していくための整備方針が課題となっている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本業務では、区の行政計画である「国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画」及び「国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画」の策定支援を行う。</p>
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 令和3年度（令和3年度開始） ※令和3年5月6日3千地文振発第63号</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号</p> <p>3 繼続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社文化財保存計画協会 住 所 千代田区一ツ橋2丁目5-5
※ 契約年月日	令和3年5月24日
※ 契約金額	7,975,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課（文化財係）
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

554

件名	和泉小学校 ガス吸收式冷温水発生機部品交換業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	和泉小学校地下1階空調機械室内のガス吸收式冷温水発生機1号機で、内部部品が故障し機器が作動しないため、設備の修繕整備を行い冷房運転ができるようにする。
選定理由	和泉小学校で使用しているガス吸收式冷温水発生機は、下記業者の製品である。また、本設備は既存部分と新規交換部分が相互に密接な関連のもとに機能するものであるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 パナソニック産機システムズ株式会社 首都圏支店 住所 東京都墨田区押上1丁目1-2
※ 契約年月日	令和3年5月25日
※ 契約金額	851,290 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年7月30日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

588

件 名	日よけ設備の設置業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども施設に日よけ設備を設置することで、熱中症予防及び夏季の暑熱対策を実施する。
選定理由	当案件について、令和3年5月26日に指名競争入札を行ったが、応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなつたため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ロスフィー 住 所 東京都八王子市八日町3-1-1201
※ 契約年月日	令和 3 年 5 月 27 日
※ 契約金額	4,499,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和3年10月31日まで
担 当 課	環境政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

579

件名	絵草紙屋造作業務
種類	工事: 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品: 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和3年度日比谷図書文化館特別展「紀伊国屋三谷家コレクション 一浮世絵をうる・つくる・みる」の開催につき、展示理解を深めるた めの絵草紙模型の造作に係る業務一式を行う。
選定理由	<p>令和3年度特別展では、紀伊国屋三谷家から寄託を受けている浮 世絵作品約150点（区指定文化財）を展示するものである。</p> <p>本特別展は、日比谷図書文化館の指定管理業務を請け負っている、 株式会社図書館流通センター（以下、TRCと表記する）と共に実 施をする。その中で、絵草紙屋以外の展示会場の造作およびデザイン 制作については、TRCの担当となっており、すでに下記業者が請け 負うことが決定している。</p> <p>本業務は、特別展の内容について理解を深めるために、展示会場内 に設置する絵草紙屋を造作するものであるが、その意匠については、 会場全体のデザインと統一を図らなくてはならない。下記事業者は、 会場全体の造作やデザインを担当するものであり、確実なデザインの 統一が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称 株式会社 DNP アートコミュニケーションズ 住所 東京都品川区西五反田3-5-20
※ 契約年月日	令和3年5月28日
※ 契約金額	3,897,456 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

561

特命随意契約理由書

件 名	区営四番町住宅残存物収集運搬・処理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	四番町公共施設の整備にあたり、区営住宅入居者が移転する際に不要となった家財道具等について、その処分を行い、移転を円滑に進める。
選定理由	<p>四番町公共施設の整備にあたり、区営住宅入居者の麹町仮住宅などへの移転については、その生活基盤にできるだけ影響や負担が少なくなるよう、区として支援策を講じながら進めていく必要がある。</p> <p>入居者には様々な生活上の支援が必要な高齢者や障害者が多く、今回の移転を機に世帯ごとの構成員やライフスタイルに変化があるケースもある。同意をいただいた移転先住宅の住居面積や間取りが現住宅とは異なることで、新しい生活に合わせて、不要となる家財道具等の処分を支援することが必要である。</p> <p>特に区営住宅の出入口付近は、移転作業と不用品処分の両方の作業を並行して実施できるだけの動線を十分に確保できないため、生活上の支援が必要な入居者の不用品処分は、入居者の移転作業の支障を来すことのないよう、その作業の合間に至急に対応することが求められる。</p> <p>以下の業者はこれまでに類似の事案を処理してきた実績があり、そのノウハウを活かすことで、今後も予定される移転作業にも支障なく、円滑に進めることが期待できる。このことから、以下の業者を相手方に指名する。</p>
契約の相手方	名 称 東明興業株式会社 住 所 練馬区谷原一丁目12番10号
※ 契約年月日	令和3年5月28日
※ 契約金額	840,180 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和3年7月30日
担 当 課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。